鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５５号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成６年鳥取市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「（長の選挙における候補者に限る。以下次項及び第９条において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。